

公立大学法人広島市立大学が保有する保有個人情報 の開示等に関する規程

令和5年4月1日

規 程 第 8 号

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく開示等に関しては、別に法に基づき必要な事項を定めるまでの間、この規程の定めるところによる。

(開示等の取扱い)

第2条 開示等に関しては、法及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）によるほか、広島市の取扱いの例にならい実施する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人広島市立大学が保有する保有個人情報の開示等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第29号）は廃止する。